

「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画（案）～」に関するパブリックコメント結果（案）

募集期間	令和6年1月15日（月）～2月13日（火）
資料の閲覧方法	役場など3か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページのWebフォームからの送付
意見提出件数	36件（2人）

番号	提出者番号	ページ	意見	町の考え方
1	2	P2	国の動きとして2023年6月には、性的マイノリティーに対する理解を広めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が制定・施行されました。しかしLGBTに批判的な保守派への配慮から、「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」との内容が盛り込まれたことに対し、当事者や支援団体からは批判があがりました。国会での参考人は「自治体や教育委員会に対して『安心できない』と言って、取り組みを止めようとする動きが出ることを懸念する」と指摘されています。島本町においては当事者や支援団体が求めることが何かを把握して、性的指向や性自認の多様性への理解と差別をなくすよう施策を進めていただきたいです。	法の制定過程などにおいて様々なご意見が存在することは承知しています。本町としては、国や大阪府、近隣自治体、関係機関・団体とも連携し、当事者の方々の声を大切にしながら、性的指向や性自認の多様性が尊重される社会に向けた取組を進めてまいります。
2	1	P3	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」（令和2年・2020年）周知が進んでいないように思います。これに相当する制度を実施していない本町の住民はこの対象になると理解してよいでしょうか。また、制度の利用先につき、本町の町営住宅が対象になっていないと思いますが、対象にすることは可能ですか。	本町の住民は「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の対象となります。人権文化センター窓口にポスターを掲示するなど周知に努めておりますが、今後一層周知に努めてまいります。また、町営住宅においては次回(令和7年度)のあき家待ち募集から入居資格要件を拡大し、本制度による申込を開始する予定としております。
3	1	P3	「島本町男女共同参画推進条例」（平成18年・2006年）全文をぜひ、ここに掲載してください。資料としてでもよいので必ず掲載してください。	巻末資料として掲載いたします。
4	1	P4	第2節 計画の位置づけ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本計画（女性活躍推進計画）」について、これそのものを否定、批判するものではありませんが、求められているのはあらゆる職場において女性がその職にみあった正当な報酬、公正な扱いを受けることではないでしょうか。めざすべきは男女平等、人権尊重。 「男女平等」から「男女共同参画」に、さらに「女性活躍」と表現が変化することによって、本来、保障されるべき平等性が薄まっていくことを危惧します。人口減少対策や経済発展のため、新たな労働の担い手として女性の活躍が求められるのであれば、むしろ女性尊重は後退していくでしょう（生み育てることを強要されると本質的に変わらないともいえる）。ここは注意が必要なところですよ。	女性活躍推進法は、男女格差がある現状に鑑み、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを目的としており、賃金格差の縮小も法に基づく取組に含まれると認識しております。 本計画は現行(平成29年改定後)においても、女性活躍推進計画としての位置づけを有していますが、職業生活における女性の活躍は男女平等や人権尊重の理念のもとに推進されるべきものであると考えております。
5	1	P4	第5節 計画の推進 「町の全部局をあげて取り組みます。」とありますが、どのように取り組むのかがまったく示されていません。「実施状況を年次報告書にまとめ、毎年公表します。」とされていますが、計画の進捗管理については、なにも触れられていません。たったの3行。。。第2期の計画36ページの「第4章計画の推進」には、（1）庁内の推進体制、（2）計画の進捗状況（3）住民、事業者などとの連携・協力、として1ページが費やされていました。おおきく縮小、削減されたのはなぜでしょう。 現行の計画には、計画に基づく施策の調整、行政が実践モデルとなる意気込み、島本町人権啓発施策審議会への報告、国や府への積極的な働きかけなど、重要なことが、読みやすく書かれていました。この章立てを失わないでいただきたいです。	ご意見の内容は、厳密には前回改定(平成29年)以前の計画内容との比較によるものと思料いたしますが、計画に基づく施策については引き続き、取組ごとに担当課を定め、計画担当課による総合調整のもと全庁的に進めるとともに、行政組織における取組は関連する別計画(特定事業主行動計画)に基づき進めてまいります。また、施策の実施状況は引き続き、人権啓発施策審議会に報告を行うとともに、国・府への働きかけについては現行もその記述はありませんが、今後も必要に応じ要望等の働きかけを行ってまいります。

番号	提出者番号	ページ	意見	町の考え方
6	1	P5	<p>基本理念</p> <p>1. 誰もが性別による差別を受けず、とありますが、「性別」を「性に基づく」としてはどうかと考えます。それがよいのかどうか、正直、わかりかねています。性（sex）性別、性差、社会的文化的性差(gender)など、用語の整理がとても難しいので、このあたりを用語解説で周知していくことの重要性を思います。</p> <p>7. 「男女ともに身体的、心理的、経済的または性的な暴力を受けることのない町」とありますが、「男女」を「誰しも」とし、「性的な」を「性に対する」とし、「暴力」を「人権侵害」としてはどうかと考えます。しかし、それがよいのかどうかは、正直わかりかねます。社会の変容に応じて言葉は変化し、言葉の選択が社会意識を変えていくため、計画における表現は極めて重要です。協議会・審議会等への諮問による専門性を有する学識経験者の意見聴取に努めてください。</p>	ご意見を踏まえ、文言を一部変更いたします。
7	1	P6	<p>基本目標</p> <p>性別などにかかわらず活躍できる社会づくり、の「など」とは具体的にはどのようなものが考えられるのですか。違和感がある表現です。「働く場における活躍と両立の推進」とありますが、「活躍」と両立させようとするのはなにか、が記されていません。</p>	ご意見を踏まえ、文言を一部変更いたします。
8	1	P6	<p>基本目標</p> <p>「男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援」とありますが、「男女間」を「性に対する」「性に基づく」「性別による」など、同性間の性暴力や未成年者への性暴力を包含する表現が望ましいと感じます。</p>	ご意見を踏まえ、文言を一部変更いたします。
9	1	P6	<p>基本目標</p> <p>施策体系に「男女共同参画の視点による防災対策」の記述があり、たいへんよいと思います。平素から女性の視点を活かした避難所運営、子ども・高齢者・障害者・生活困難者への支援に関する学びの場があれば、男女共同参画への主体的な気づきにつながります。ぜひ、具体的に進めてください。</p>	防災については、平時から女性や子ども、高齢者など多様な視点を活かした学びなどの取組を行うことが大切であり、講座の開催など継続的に取り組んでまいります。
10	1	P7	<p>課題と方向性</p> <p>子どもの頃からの意識醸成について。あらゆる世代への広報・啓発について。次につづく施策の展開 1 - 1、1 - 2との整合性がある附番が必要。</p>	附番については、本計画における具体的施策を一連で管理し、計画の進捗管理を円滑に行うことを目的としています。このため、「課題と方向性」には付していませんが、文中に見出しを設け関連施策との整合を図っております。
11	1	P7	<p>課題と方向性</p> <p>府民意識調査による固定的な性別役割分担に同意しない人の割合が64.8%と改善に向かっているとあります。どのように改善しているのか、前回の調査結果と比較できる数字の掲載を希望します。</p>	巻末資料に前回調査結果との比較も含めて掲載いたします。
12	1	P8	<p>中段に「性的志向及び性自認の多様性に関する理解を深め」とありますが、「理解」を「人権意識」とできないでしょうか。一部、当事者から、自分たちは「社会に理解を求め、理解されて生きていかなければならない存在なのか」という嘆きと強い批判の声があります。性的少数者は、人としてあたりまえにある、人としての権利を求めておられるのだと思います。「理解と人権意識」という表現も可能かと思えます。</p>	ご意見を踏まえ、文言を一部変更いたします。
13	2	P8	<p>1 ◆子どもの頃からの意識醸成は非常に重要です。教育・保育の推進とともに家庭・地域での子どもに関わる大人の意識を変える学習・ワークショップ・プログラムなどがあれば良いです。女性差別や女性への暴力、性加害が家庭や地域で再生産されないようにしないとけません。</p>	子どもの頃からの意識醸成には、教育などの取組とともに、子どもに関わる大人の意識を変えていくことも必要であると認識しています。本計画に基づき、親子で参加する講座や子育て・孫育て世代を対象とした事業などの実施を検討してまいります。
14	2	P9	<p>施策の展開 1 - 2 ◆あらゆる世代への広報・啓発の項目について</p> <p>「町が発行する広報物などにおいて、性別にとらわれない表現に努めるとともに、ジェンダー平等や性の多様性尊重などの視点から、不適切な表現がないよう点検を行います。」とあります。しかし最近、発行された「島本と。」の若い男女のカップル（既婚と思われる）がモデルです。同性婚のカップル、障がいを持つカップル、民族が違う家族、生涯シングルの生き方を選ぶ人、高齢者や乳幼児などあらゆる世代の多様な人々が住む街のほうがインクルーシブな町だと考えます。昭和的な若い男女の既婚カップルのイメージで島本町をアピールする意識の中に多様性の視点が乏しいのでは、と感じます。</p>	「島本と。」につきましては、まちの認知度向上に加え、子育て世帯の夫婦を主たる対象とした町内定住促進を目的に事業展開を進めております。そのため、主たる対象に届きやすいよう掲載する内容を選定し、若い男女の夫婦をモデルとして作成したものです。ご意見を参考に、今後もまちの魅力の情報発信に努めてまいります。

番号	提出者番号	ページ	意見	町の考え方
15	2	P9	苦情等申出制度の運用「町の施策に対し、男女共同参画に関する苦情や意見の申出 ができる制度を周知するとともに、適切に運用します。」と書かれています。どのようなことで申出ることができるのか、町広報誌などで具体的事例をあげて周知してほしいです。そうすれば住民が積極的に運用でき、男女共同参画が進みます。	ご意見を踏まえ、今後、町広報誌などで周知に努めてまいります。
16	1	P10	「本町では現在、町議会において多くの女性議員が活躍しています。」とありますが、活躍しているかどうか（定性的・印象）ではなく、男女同数議会を実現していること（現在を含めて2度）、いまなお全国的に珍しいこと、極めて先駆的であったことがわかる具体的な表現に改めてください。これはとても重要です。	ご意見を踏まえ、文言を一部変更いたします。
17	1	P11	各審議会における男女のバランスの著しい隔たりは是正していくべきですが、それは、多様な価値観による多様な意見が反映され、闊達で有意義な議論がなされることをめざすものでなければなりません。その意味では、むしろ世代間のバランスと学識的な専門性をもって発言できる委員の起用が重要です。公募委員の枠を設ける、関連機関（大阪府・弁護士会等）から紹介していただくなど、単に女性を増やすことを目的としない人材確保に努めてください。	審議会などの附属機関委員の選任にあたっては、住民の町政参加の機会を増やすことを基本として、年齢や性別の均衡に留意し、特に女性の登用を積極的に推進するとともに、広い範囲から住民世論が反映できるよう人材を求めることとしています。また、会議体の役割などに応じた学識経験者を委員に充て、専門分野からの意見反映にも努めております。
18	2	P11	行政における女性職員の活躍推進 島本町の管理職への女性の登用は低いです。女性職員は家庭と仕事の両立支援が十分でなければ、管理職を希望できない現状があるのではないのでしょうか。女性の管理職の数値目標を設定し、登用を進めて下さい。	島本町特定事業主行動計画（計画期間：令和2年度～令和7年度）においては、管理職に占める女性職員の比率を令和2年度の基準値より増加させることを目標として掲げております。 女性管理職の登用については、今後においても、男女の区別なく個人の能力により処遇し、登用を進めてまいります。 また、性別にかかわらず全ての職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って職務に取り組むことができるよう、ワークライフバランスの実現に向けた働き方改革や両立支援等に努めてまいります。
19	2	P12	最近、島本町では町長・副町長が参加した飲み会において、女性職員へのセクハラに該当するような内容の投書が議会に提出され、島本町議長から、町長部局に対し調査依頼がされていると議会事務局で確認しています。町長・副町長の認識はどうか、事実を認めておられるのか、どのような調査が行われているのか、住民には公表も情報公開もされませんので、かえって行政への不信が募ります。事実関係を調べるにあたり、地位関係からして女性職員がセクハラ被害を受けたことを言えない状況に追い込まないようにしていただきたいです。女性差別撤廃を目標とするスマイルプラン作成にあたり、この問題を避けて、町行政が真の男女共同参画に取り組めるとは思えないので、人権担当としてはしっかり向きあっていただきたいです。	職場におけるハラスメントは働く人の能力の発揮の妨げになるばかりではなく、個人の尊厳や人格を傷つけるものであり、本計画においても防止に向けた取組を掲げています。ご指摘の内容については現在、慎重に事実関係の調査を行っているところであり、適切に対処してまいります。
20	1	P12	「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」とするのが望ましい。	ご意見を踏まえ、文言を追加いたします。
21	1	P12	茨木公共職業安定所（ハローワーク茨木）もしくは、ハローワーク茨木（茨木公共職業安定所）とするのが望ましい。	ご意見を踏まえ、文言を追加いたします。
22	1	P12	労働者が労働問題に関する知識を習得できる支援を、ぜひ重点的に進めてください。現代社会においてこのことは非常に重要です。女性・若者の雇用環境、性的少数者の雇用環境を思うとなおさらです。労働基準法の対象にならない「個人事業主」「請負契約」など従前にはなかった雇用形態が増え、複雑化しています。労働者が自らを守ることができる知識が益々重要になっていくと思います。	ご意見を参考に、今後も近隣自治体と連携して、労働者が労働問題に関する知識を習得できるよう支援してまいります。
23	1	P14 ～15	男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援について 重点施策とされていることが理解できます。けれども〇の数が多いので、内容ごとに整理し、小見出しなどをつけてわかりやすくしていただきたいと思えます。 「〇町のWEBアンケート調査でも」までの現状の説明と、「〇これらのことから」以降の内容は、文字の大きさやレイアウトを変えることで差別化。性的同意、啓発事業、相談窓口などの小見出しをつけて、視覚的に理解しやすい書き方にしてください。	ご意見を踏まえ、小見出しを追加いたします。
24	2	P15	男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援について 町のWEBアンケート調査でも、相談しなかった人の割合が高いことや公的機関や医療機関に相談した人は少数にとどまっていたり、どこに相談してよいかわからなかったという回答もみられるとのこと。相談窓口がまだ十分認知されていないだけでなく、安心して相談できるという発信の方法などを工夫して、被害者を早期に発見し被害の深刻化を防いでほしいです。	広報やホームページなどでDV被害（デートDVを含む）について、相談窓口の周知に努めるとともに、女性相談については、相談員に専門知識を持つ町外在住者を起用するなど安心して相談できる場所であることの周知をあわせて行ってまいります。また、関係部署や機関と連携して、被害者の早期発見にも努めてまいります。

番号	提出者番号	ページ	意見	町の考え方
25	1	P16	令和2年5月に内閣府男女共同参画局による「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されていることから、防災・減災対策につき重点的に記述されている点、素晴らしいと思いました。計画期間中、男女共同参画の視点からの事前の備え、避難所運営、被災者支援について住民が継続的に学べる環境づくりに努めてください。	防災については、平時から女性や子ども、高齢者など多様な視点を活かした学びなどの取組を行うことが大切であり、講座の開催など継続的な取組に努めてまいります。
26	2	P16	男女共同参画の視点による防災対策について 2022年8月実施の【スマイルセミナー】ジェンダーの視点から考える“その時！”のための防災の話（講師 斎藤容子さん）は非常に素晴らしい企画でした。多くの方に聞いていただきたい内容でしたので、「防災とボランティア訓練」の一環で再度企画をお願いします。	
27 ～30	1・2	全体	文中、「性的志向」とあるのは、正しくは「性的指向」ではないでしょうか。 ※ 提出者1・2の方から、同内容の意見が4件ありました。	ご指摘を踏まえ、文言を訂正いたします。
31	1	全体	福祉との連携。第2期計画の30ページ～35ページの内容に相当する福祉的記述は必須、割愛しないでください。高齢者、障害者、ひとり親家庭が抱えている課題、困難は、コロナ禍や物価高騰を経て、複雑、深刻しつつ潜在化しているのではないのでしょうか。	ご意見の内容は、厳密には前回改定(平成29年)以前の計画内容との比較によるものと思料いたします。今回の計画では「生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援」としており、コロナ禍以降における社会の変化や課題なども踏まえた取組の実施に努めることとしております。
32	1	全体	女性の「活躍」を否定するものではありません。今後、教育現場での取り組みの成果がさらに顕著に表れてくるでしょうし、直近の統一地方選挙においても潮目が変わったのでは？という印象ももっています。むしろ過去20年間に進められてきた非正規雇用による女性の単身世帯の高齢化やひとり親の生活困窮、共同親権や養育費の問題など、福祉的課題は多様化、複雑化、深刻化しています。福祉に係る記述が簡素化され、他の章に埋もれているとしたら問題です。女性の活躍よりも男女平等、人権擁護と生活に焦点をあてたスマイルプランであってほしい。	また、本計画は現行(平成29年改定後)においても、女性活躍推進計画としての位置づけを有していますが、職業生活における女性の活躍は男女平等や人権尊重の理念のもとに推進されるべきものであると考えております。
33	1	全体	第2期の22ページにある法についての解説が極めて重要。復活させるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年・2024年施行）など新たな法律についても、説明が記載されていなければならない。	第1章第1節「計画策定の背景」の項で関係法の制定経過なども交えて記載しており、個別の解説は記載いたしません。本計画の根拠法については巻末資料として掲載いたします。
34	1	全体	どこかに共同親権（問題点を含む）、離婚と養育費の現状に係る記述があつてよいのではないのでしょうか。	ご意見に関連する内容については、関連計画である「島本町ひとり親家庭等自立促進計画」において具体的な取組を進めることとしております。
35	1	全体	母娘関係に注視していく必要があると考えます。同性の親である母との関係が、娘にとってどれほど重く、厳しいものであるか、これまであまり理解されてこなかったと思います。そこには父親と母親との関係性が関与しています。「娘のために」愛情を注ぐ、ごく普通の母とその老いから、いかにして適切な距離をとり、その距離を自ら容認し、解き放たれることができるのか、が多くの女性の生きやすさに深くかかわっていると思えます。 ※参考：西宮市の啓発冊子「母娘関係 母と私と、わたしの物語 わたしはあなたを生きられない」HPに掲載されている	今後の啓発・相談などの取組の参考とさせていただきます。
36	1	全体	全体的に、視覚的にわかりやすいレイアウト、字の大きさなどにさらなる工夫をお願いします。	今回は計画全体を通じてユニバーサルデザインフォントを使用しており、成案化の際には、文字のサイズなどにより読みにくい箇所がないかなどの再確認を行います。